

飯南町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和6年4月26日（金）
招 集 場 所	飯南町役場本庁舎2階大会議室
出 席 委 員	13名（1・2・3・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14番）
欠 席 委 員	1名（4）
議 事 日 程	第1 議事録署名委員の指名 第2 報告事項 第3 議第1号 農地法第3条に基づく許可について 第4 議第2号 農用地利用集積計画の決定について
出席した者の職氏名	事務局長 澤田 和彦 書記 塚原 誠
付 託 事 件	開会 9時30分
事務局	ただ今から令和6年度第1回飯南町農業委員会総会を開催致します。 （議長からあいさつがなされたのち、出席委員13名との報告があり、飯南町農業委員会会議規則第7条の規定により会議が成立する旨の報告が行われた。続いて議事録署名者に8番委員、9番委員が指名された。）
議長	それでは、事務局より報告事項について説明をお願いします。
事務局	（農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について資料に基づき説明。） （農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について資料に基づき説明。）
議長	ありがとうございました。 続いて、議案審議に入ります。 議第1号 農地法第3条に基づく許可申請について
議長	議第1号 農地法第3条に基づく許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議第1号 農地法第3条に基づく許可申請について、本日2件の申請が出ています。 受付・申請番号243－1号については、申請があった以降に

	譲渡人がお亡くなりになり相続の手続きが必要となることから、譲受人から申請の取り下げがありましたのでご報告します。議案からは削除させていただきます。 受付・申請番号 2 4 3－2 号 譲渡人の住所氏名 譲受人の住所氏名 申請の土地 現況地目 畑 登記簿地目 畑 面積 1 5 3 m² 種類 所有権移転 対価 売買 期間 許可の日から永久 譲渡理由 譲受人は数年前から 所有の家屋、敷地及び譲渡人所有の周囲の土地（雑種地、山林）を賃貸で借用して居住していた。 譲受理由 この度、前段の土地等をまとめて売買譲渡することを契約し、家屋に隣接した当該畑も家庭菜園として利用したい意向であり、農地につき本件許可申請に及んだ次第。 備考 譲渡人の要望による。 — 1 1 ページに位置図をつけていますので、ご覧ください。 ありがとうございました。 このことについて、現地確認報告を求めます。 先日 さんご本人からこの件についての連絡がありました。 推進委員さんと私で現地を確認しました。これまでも適切に管理されておりまして、今後も適切に管理されるものと思っております。さんは I ターンの方ですが、家屋も含めて土地等を所有されるということで、今後も飯南町に定住のしっかりとした意思を持っていたいたということで、大変好ましく嬉しく思っております。よろしくお願いします。 ありがとうございました。 これより質疑を受付けます。何かございませんか。 (質疑なし) 質疑がないようですので、採決に入ります。賛成の方の挙手を
議長	
委員	
議長	
議長	

	求めます。 (挙手全員)
議長	ありがとうございました。 挙手全員ですので、議第1号は原案どおり可決いたしました。
	議第2号 農用地利用集積計画の決定について
議長	議第2号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議第2号 農用地利用集積計画の決定について、本日7件の申請が出ています。 (別添の農用地利用計画書に基づき説明。) 14～18ページに位置図をつけていますので、ご覧ください。
議長	ありがとうございました。 地元担当委員による現地確認報告をお願いします。整理番号1番からお願いします。
■委員	整理番号1番ですが、■月■日に借り手人さん、推進委員さんと私で現地確認をしました。借り手人さんからの聞き取りを行いまして問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。 続きまして、整理番号2番をお願いします。
■委員	これは先ほどの合意解約の関連ですが、■さんは高校の支援として協力隊員で任期を務めあげられました。その後に定住を希望しておられまして、新規就農と定住ということでして、地元の方が協力されるということです。よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。 続きまして、整理番号3番をお願いします。
■推進委員	整理番号3番ですが、■さんは遠方在住で耕作ができず■さんが耕作されることになりました。■さんと連絡がとれて■さんが耕作されることを確認しました。新規設定になり期間は1年です。よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。 続きまして、整理番号4番をお願いします。
■推進委員	整理番号4番、5番について説明申し上げます。■さん今回申し出ておりますが、実際これまで相対で契約が続いている

	ものです。期間満了に伴い次回からは中間管理機構を利用するというもので、借り手の■■■■■につきましてはきちんと農地を守っていかうとしておられます。何ら問題はないと思いますのでよろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。 続きまして、整理番号6番お願いします。
■■■■■推進委員	整理番号6番、7番ですが、貸し手の■■■■■さんは昨年まで自分で耕作されておりましたが、乾燥機の不具合と高齢で作業が大変になったことから、近隣の農地で耕作されておられる■■■■■が耕作されることになりました。■■■■■には耕作することを確認しました。新規の設定です。期間は9年11ヶ月です。よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。 以上で現地確認報告は終わりましたが、何か質問はございますか。
■■■■■委員	この総会で個人の情報をどこまで教えていただいたら良いのか話し合ったら良いのかということがわかりませんけども、応援する気持ちとして聞いてみるんですが、あるいは農業を通じて飯南町を元気にしていこうという農業委員会の使命からしてですが、整理番号2番の件ですが担当委員さんから説明がありまして、飯南高校で頑張ってくれた彼ですが、これに関してサツマイモでやっていくということだと思いますが、新規就農者として農機具あるいは車等の装備も含めてもう取得されたかどうかわかりません。町として、サツマイモだけで生活していけるわけではないので、飯南町に定住する上での■■■■■さんの生活設計というか今後農業を拡大していくということであれば、農業委員会としてもそうした農地が出れば紹介もしていくということが必要だと思いますけども、どこら辺りまで事務局は確認しておられますか。
事務局	■■■■■さんにつきましては、今半農半X制度を使って新規就農者に向けて準備を進めているところです。■■■■■さんは、半分は農で半分は引き続き高校でやられるということは聞いておりまして、その中で進められます。それと農業機械の話もありましたが、制度が開始されたらその制度が使えてその補助金等で農機具が買えると思いますが、それまでは地区の皆さまの支援をいただいて農機具の貸し出し等を使って耕作されるものと思っています。加えて言いますと、■■■■■さんは支援員をされている間も■■■■■とかで頑張っていてイモの栽培技術等を学んでおられたということで、適任な方だと考えております。
■■■■■委員	わかりました。 今のような事情というのは、案件を説明する時に事務局として

議長	背景を説明してもらおうというのはできないものでしょうか、特別なことがあれば。総会がこれだけの審議で、これも大事なんだけど、今のような飯南町の農業を若者が頑張っていくというような、そこらの説明があっても良いのではないかという気がずっとしているのですが、会長さんいかがなものでしょうか。 個人情報がすごくネックになっています。私たちにしてみれば生活していけるかいけないかが第一です。生活がしていけますかということを無理やり聞くわけにもいきませんし、Iターンで入ってこられる方も色々なことを調べたいが調べられないです。いろんな名簿を出してくださいと言ったら個人情報ですのでということで、さっき話されたように農業委員会としてはこの方はどういう方だということを皆さんにお知らせしたいのですが、証拠がないです。事務局しか持ってないです。事務局も出すか出さないか迷っているところがあると思います。農業委員は準公務員的な扱いとなっていますので、情報を共有するということは良いことだと思いますが、そのことに関して5月に小委員会をする際に一回話しさせてもらおうと思いますが、どこまで共有できるかできないかということを話し合いしていただこうと思っています。
委員	希望ですが、それから今おっしゃったように、我々農業委員には守秘義務というのがあります。それから審議しろと言われて、誰がどんなことをするのかわからないのに手を上げろと言われても無理ではないですか。ですから出し得る情報または営農するあるいは利用権設定のために必要な情報というのは、他の人は今までやっておられたのでわかりますが、特にこういう新しい方というのは事務局長がおっしゃっていただいたわけですから、それは最初からおっしゃっていただいたらありがたいです。
議長	今後気をつけます。その他、何か質問はございますか。 (質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長	挙手全員ですので、議第2号は原案どおり可決いたしました。以上を持ちまして、議案審議を終了します。続きまして情報提供をお願いします。
事務局	情報提供をさせていただきます。 (4月1日人事異動に伴う事務分掌の変更、農地一覧、農業委員会の年間日程及び行事予定について説明)

議長	その他何かございませんか。
事務局	来月の農業委員会総会ですが、5月27日（月）に飯南町役場2階大会議室で行います。
議長	ありがとうございました。 その他、何かございますか。 (一同なし)
議長	ないようですので、以上をもちまして総会を終了します。 終了時間 10時05分 会 長 8番委員 9番委員

農用地利用計画書

令和6年4月26日 公告

整理 番号	利用権の設定を受ける者		利用権を設定する者		利用権を設定する土地			設定する利用権							
	住所	(借手) 氏名	住所	(貸手) 氏名	所在	地番	現況地目	面積㎡	利用権の種類	内容	始期	終期	新再	借賃	支払い方法
1							田	929 1,774 1,593 875 1,783 896 883	賃借権	水田	令和6年5月1日 (9年11月)	令和16年3月31日	新	作付け 10a 当り 7,000円	毎年11月末日 までに口座振込
2						7筆		8,733	作付け50.00a						
							田	1,419 2,811 1,115	賃借権	さつまいも	令和6年5月1日 (3年0月)	令和9年4月30日	新	作付け 10a 当り 7,000円	毎年5月末日 までに口座振込
3						3筆		5,345	作付け48.20a						
							田	1,500 4,143	賃借権	水田	令和6年5月1日 (1年0月)	令和7年4月30日	新	作付け 10a 当り 5,000円	毎年12月末日 までに口座振込
4						2筆		5,643	作付け51.00a						
							田	1,604 2,346 1,554 2,022 2,267 3,450	使用貸借権	水田	令和6年5月1日 (4年11月)	令和11年3月31日	新	—	—
5						6筆		13,243	作付け98.81a						
							田	1,604 2,346 1,554 2,022 2,267 3,450	使用貸借権	水田	令和6年5月1日 (4年11月)	令和11年3月31日	新	—	—
6						6筆		13,243	作付け98.81a						
							田	4,417	賃借権	水田	令和6年5月1日 (9年11月)	令和16年3月31日	新	作付け 10a 当り 玄米62.2kg	毎年10月末日 までに転借人 が本人に手渡し
7						1筆		4,417	作付け38.60a						
							田	4,417	賃借権	水田	令和6年5月1日 (9年11月)	令和16年3月31日	新	作付け 10a 当り 玄米62.2kg	毎年10月末日 までに転借人 が本人に手渡し
7件						1筆 26筆		4,417 55,041	作付け38.60a						